

第2章

ラテンアメリカの産業政策

はじめに

ラテンアメリカ諸国は、早い国で1930年代から、遅い中米諸国などでも60年代から長期にわたる輸入代替工業化政策を実施してきた。それは高い関税率や非関税障壁などによる保護政策を中心とするものであり、これに加えて国内での産業育成のために有利な財政的奨励措置（各種の税の減免、金融面での優遇措置などからなるもの）が実施され、また国によっては、外資に対する規制を通じての民族企業の育成策が行なわれ、さらに、多くの国で国家自身による産業への参加、介入、そして公営部門（国営企業や地方政府の企業、準政府企業）の拡大が進んだ。

「ラテンアメリカの産業政策」に関する研究を行なうためには、こうした過去における工業化のための各種政策とそのもたらした結果についての広範な研究を行なう必要があるであろう。また、日本やアジア諸国との比較のためには、まず、本書の第1章において行なわれているような産業政策の定義に基づいて、国際比較に耐えるようなラテンアメリカの産業政策の特徴とその背景、効果などについての総合的分析を行なわなければならないであろう。

しかしながら、本章はこうした包括的なラテンアメリカの産業政策研究を行なうことをめざすものではない。必ずしもこの視点に基づくものではない

が、1970年代頃までのラテンアメリカにおける輸入代替政策の内容やその問題点などについては、すでにかなり多くの研究がみられる⁽¹⁾。また、本書の各国別のケーススタディも、そうした観点からも重要な情報を提供しているといえることができる。

本章はしたがって、包括的なラテンアメリカにおける産業政策の研究を行なうものではなく、むしろ以下のような観点から構造調整政策を進めつつある今日のラテンアメリカ諸国において産業政策の持つ意義、その役割について、いくつかの基本的な問題を中心に検討することを目的としたい。

そうした意味で本章ではまず第1に、今日実際に行なわれている累積債務危機に対処するための構造調整政策と産業政策との関連についての検討を行なうこととしたい。ここで言う基本的側面とは、次のような点である。構造調整政策のもとで自由化や規制緩和が行なわれ、市場メカニズムが十分に機能するように望ましい、あるいは比較優位を有する産業が自発的に発展してゆくことが期待されるわけであるが、そうした効果はいくつかの条件のもとでは、必ずしも構造調整の結果自発的に生ずるとは限らない。また、それは各国における「政府と市場の関係」の相違によっても影響を受けると考えられる。

このことと並んで次の点も重要である。非効率で競争力を欠く産業がすでに従来の工業化政策の結果存在しており、そうした産業を再編成し、構造調整政策のもとで実現する新たな条件下で効率的な生産を行なえるようにする「産業再編成」(インダストリアル・リストラクチャリング、スペイン語ではレコンベルシオン・インダストリアル)のための政策が必要であると考えられる。また、中小企業政策やインフォーマルセクターに含まれている零細企業に対する政策も必要であろう。

本書における第2のテーマは、こうした観点からラテンアメリカの構造調整と産業政策をめぐる基本的問題から見て重要だと思われるケースを取り上げて、具体的に産業政策の内容や実施の状況について検討することにある。構造調整政策をもっとも早く、かつ徹底して進めてきたメキシコやチリにお

ける産業政策や、すでに広範で多様な産業基盤が形成されているブラジルにおいて、構造調整政策のもとでどのような産業政策の転換が行なわれようとしているかを検討することを通じて上記の研究課題に接近することが可能であると考ええる。また、1990年に発足したフジモリ政権もペルーで徹底した構造調整政策を実施しつつあるが、ペルーの場合にはその抱える構造的諸問題を考えると、中小企業政策や零細企業に対する対策が、重要な意味をもっていると考えられる。

本章の第3のテーマとしては、ラテンアメリカにおける地域統合や経済面での地域協力と産業政策の関連を明らかにすることである。ラテンアメリカにおいては、1960年代から多くの経済統合に向けての試みが行なわれてきているが、それらは必ずしも期待された効果をあげることなく、1970年代末から80年代にかけて停滞期に入った。今日経済統合における新しいアプローチが実施されようとしているが、そのもとでの産業貿易政策について検討を試みる必要があると思われる。これに関連して、最近行なわれたプッシュ提案（西半球自由貿易地域構想を含むアメリカ合衆国の対中南米政策）についても言及したい。

第1節 ラテンアメリカにおける社会経済構造と産業政策

1. 構造調整・長期的開発戦略と産業政策

ラテンアメリカにおける産業政策が、今日この地域で行なわれている短期的な安定化政策や構造調整政策と、どのような関連をもつのかを初めに検討することとしたい。

1982年のメキシコの金融危機に端を発する、ラテンアメリカにおける累積債務危機の発生以降、それによって生じた経済的困難を克服するために行なわれてきた政策は、大きく以下のように整理することができる⁽²⁾と考えられる。

まず、1980年代は、3つの時期に区分することができよう。第1は、危機発生時から1985年頃までの時期であり、ラテンアメリカの主要な国々における政策は、もっぱらオーソドックスな総需要抑制策であったといつてよい。これは、累積債務危機という緊急事態に対して、各国がその債務の繰り延べを民間銀行に要請し、民間銀行はIMFからの支援をその条件とし、IMFはまた、各国が基本的にはオーソドックスな総需要抑制策からなるいわゆるIMFのコンディショナリティーを受け入れることを条件としたからである。このため、1982年以降、2～3年にわたって各国は厳しい不況に陥り、大幅なマイナスの成長率が記録された。

こうしたなかで、1985年ないし86年以降は、第2の時期に入った。それは、累積債務問題が短期的な政策のみによっては解決することができず、より長期的な成長志向型の構造調整政策を実施する必要性もあることが国際的に認識されたのである。この変化の重要なきっかけとなったのは、1985年9月のIMF、世銀総会におけるベーカー提案であった。同提案は、金融面での支援についてはあくまでも民間の資金によって行なうという立場を変えていないものの、債務問題に対処する国内の政策としては、より成長志向型の構造調整を行なう必要性を強調したものであった。そして、このような考え方の変化を受けて、世界銀行の支援による構造調整プログラムや、セクター調整プログラムが各国で行なわれるようになった。1982～83年当時は、世界銀行の支援する調整プログラムを行なっていたのは1カ国に過ぎなかったが、87年には13カ国に増加したのである。

またこの時期に入って注目されるのは、新たな短期的な安定化のための政策と、中・長期的な構造調整政策とが同時に行なわれるようになったことである。それまでの時期においては、もっぱら総需要抑制によるオーソドックスな短期安定化政策が進められたのに対して、この時期以降、各種のヘテロドックス政策も行なわれるようになった。それらには、いわゆるヘテロドックス・ショックと呼ばれる賃金、為替、主要物資の価格等の凍結を行なう政策や政府、企業家、および労働者からなるいわゆる社会協約を通じて物価抑

制を行なおうとする政策などが含まれていた。

1989年以降は、第3の時期に移行したと考えられる。各国において累積債務問題が著しく長期化し、「失われた10年」と呼ばれるほどの長期にわたる経済の停滞という犠牲を払ってきたにもかかわらず、債務の負担の軽減は進まず、こうした状況がさらに続いても、はっきりとした改善の見通しがたたないことが広く認識されるようになった。これに対して各国は、より本格的な構造調整、さらには構造改革を行なう必要性を認識し、一方主要先進国は、債務問題に関しては、債務の削減を含む国際的支援が必要であることを認識するに至った。すなわち、1989年初めに行なわれたブレイディー提案がこのことを認めるものであった。ブレイディー提案に基づく新債務戦略によって、メキシコ、ベネズエラ、コスタリカおよびウルグアイにおいて、債務の削減が行なわれた。第3の時期についてとくに注目されるのは、それまで、必ずしも構造調整に積極的でなかったブラジル、アルゼンチン、ペルーなどの国々も、真剣に構造調整政策に取り組む動きがみられるようになったことである。このようにして、今やラテンアメリカの主要国、中小国を問わず、ほとんどの国々が本格的な構造調整政策の実施を行ないつつあると言うことができよう。これは、1980年代前半の状況とは大きく異なるものであり、国によっては、全く隔世の感があるといっても過言ではない。

次にこのようなラテンアメリカ全体における構造調整や構造改革の進展のなかで、産業政策はどのように位置づけられているのであろうか。このことを考えるために、まず構造調整についての基本的な考え方について言及しておきたい。

ラテンアメリカで、世界銀行による構造調整融資が本格的に推進され始めたのは、先にも述べたように、1985年以降であるが、同年の世界銀行の年次報告は、構造調整融資の目的を次のように述べている。「将来の政策の変更や制度面での改革を一連の融資を通じて支援することを目的とする。これらは資源の効率的な利用を達成し、成長を維持しながら、中・長期的な国際収支バランスの維持に寄与することを目的とするものである」(World Bank

[1985, p. 51]) 換言すれば、構造調整政策は、特定の政策の変更や制度面の改革を通じて、市場メカニズムがより良く働くようにし、それによってより効率的な資源の利用を達成することをめざすものであるといえよう。

このような視点にたったとき、構造調整のもとで想定されている望ましい産業とは、市場メカニズムによって自発的に発展してゆく産業であることは言うまでもない。それはまた、国際経済との関係で言えば、各種の規制緩和などを通じて、国際貿易や国際資本移動などが自由化されることにより、市場メカニズムを通じて、国際競争力を有する、あるいは、比較優位を有する産業が自発的に発展することが期待されているといえよう。

しかしながら、ラテンアメリカにおいては少なくとも次のような場合、こうした市場メカニズムの望ましい機能を通じての自発的産業発展を補う何らかの政策が、産業政策として必要であると考えられる。

その第1は、ラテンアメリカのような発展途上国の場合、貿易の自由化や国内経済の規制排除が、ただちに完全な市場メカニズムの機能の発揮を保証するものでない可能性が高いからである。また、競争が強まって、競争力のない中小企業が倒産し、市場から脱落するのに替わって、競争力のある企業が拡大し、完全競争を通じてその効率を高めるとは限らない。むしろ、構造調整の進め方によっては、強力な大企業を中心として寡占体制が強化される恐れもないとは言えない。したがって、市場メカニズムが十分に機能しない恐れがある場合には、まずそれを補完するための政策や制度が必要であると考えられる。なお、このことに関連して重要なのは、国際競争力の強化は、構造調整のもとでの効率の上昇や生産性の上昇を通じて中・長期的に実現されると考えられ、単なる為替レートの切り下げなどによる低賃金に基づく競争力の効果のみでは、本格的な輸出拡大の効果は期待し得ないことである。⁽³⁾

第2の問題は、輸入代替工業化政策の保護のもとで育成された非効率な産業とはいえ、多くの国において、すでにきわめて広範かつ多様な生産能力を有する工業が存在しているという現状を考えると、新しいマクロ経済政策のもとで現実の問題としては、いかにしてこのような産業を再編成するか、が

重要な課題とならざるを得ない。それは、一時、メキシコにおいて、ミゲル・デ・ラ・マドリ政権下でインダストリアル・リストラクチャリングのための政策と呼ばれたことがあり他の一部の中南米諸国でもそうした考え方が重視された。⁽⁴⁾ いずれにしても、中小企業を含む既存の産業については、何らかのかたちでの再編成を行なう必要があり、その再編成は、一連の産業政策を通じて行なわれなければならないであろう。先進国においても、国際経済において競争力を次第に失ってゆくいわゆる衰退産業に対して、それを再編成してゆくための産業政策は、現に実施されている。この再編成を市場メカニズムの機能だけに委ねることは、先進国においてさえ困難であった。また、一部の産業は、各種の補完的な政策を行なうことによって（たとえば、技術的な支援など）競争力を獲得する可能性を有しているものも少なくないと思われる。したがって、保護を廃止すると同時に、長期的な開発戦略からみて、どのような産業が適切であり、その育成を行なうには何を行なったら良いかが問われなければならないであろう。

このことに関連して、第3に重要な点は、発展途上の経済にあっては、市場メカニズムのもとで決まる相対価格が、長期的開発戦略からみて、必ずしも適切な産業の育成を促すシグナルとはならないことであろう。1961年に世界の自動車輸出額に占めるシェアがわずか1%であった日本の自動車産業は、10数年にして30%をこえるシェアを獲得するにいたった。1%であった時点において日本では、競争力のある自動車産業をもつことは困難であるとの意見も少なくなかったのである。また、企業家が育っていなかったり、多額の資金の調達ができない場合には、長期的にみていかに適切な産業であろうとも、民間企業が市場メカニズムのもとで自発的な投資を行ない得るとは限らない。この意味では、長期的開発戦略からみた産業政策の検討が必要となる。

第4に、ラテンアメリカにおいては、多数の中小企業の存在や、さらに、インフォーマルセクターに含まれている零細企業の存在をも考慮する必要がある。一般に、市場メカニズム重視の構造調整に際しては、生産性向上のた

めの技術の導入や、技術者、技能労働者を含む人的資源の養成などを補完的に行なう必要がある。とくに中小企業の場合は、自由化や規制緩和によって脱落する可能性の高い企業に対しても、ある程度の技術面、金融面での支援によって、市場メカニズムのメリットを損なわない方法で、市場に残れるよう配慮する必要があるだろう。それは、非効率な企業を保護や補助金によって温存する政策とは異なるものである。

以上の4点にかかわる経済政策の諸問題について1950年代、60年代のラテンアメリカにおける経済思想および1980年代のオーソドックスな構造調整に関する考え方と比較して表に整理するならば第1表のようになるであろう。この表を作成するに際しては、ECLACが1990年に発表した文書の社会的公正と生産構造の再編成に関する部分を参考にしたが、本章の以下に述べる部分をこの表にとりいれており、内容は同文書のそれとは同一ではない。

2. 社会経済構造と産業政策の効果

以上のような観点から、マクロ構造調整政策の実施とともに、各種の具体的セクターにおける産業政策の必要性が考えられるが、その効果は、それぞれの国の有する社会経済構造、ならびにそれを実施する政府や民間企業の有する特徴、とくに産業組織論的な観点からみた企業間の関係の特徴を十分に念頭において検討する必要がある。産業政策の効果は、上に述べたような要因の相違のために国によって大きく異なり、したがって、産業政策の内容もそれらを考慮してその国の実情に適切な内容を盛り込まなければならない。こうした問題を検討することは、ラテンアメリカの各国において実際に行なわれている産業政策を検討する際には、きわめて重要であると考えられる。

まず、産業政策を行なう政府と、その影響を受ける民間部門の関係、より広くは政府と市場の関係について検討することとしたい。

公共部門の特徴は各国によって異なり、ゆえに政府と市場の関係、ならびに公共部門と民間部門の関係も異なることは言うまでもない。たとえば、制

第1表 ラテンアメリカにおけるマクロ経済政策と産業政策

| A | B | C |
|---|---|--|
| <p>1950年代および60年代の考え方</p> | <p>1980年代のオーソドックスな考え方</p> | <p>1990年代に向けての政策</p> |
| <p>1)マクロ経済政策と産業政策の関連</p> <p>マクロ経済政策面での均衡の重要性が軽視されていた。特にその不均衡がもたらす経済の不安定、政策の継続性の欠如等が与える産業への悪影響が軽視されていた。</p> | <p>自由主義マクロ経済政策の枠組みを確立することが最も重視された。構造調整政策はその確立を目指したが、安定化政策とともに構造調整政策に多大な努力をはらわざるを得ず、産業政策面への配慮は必ずしも行われなかった。むしろ、自由主義マクロ経済政策の枠組みができることによって比較優位を有する産業は自発的に競争力を獲得し発展することが前提とされた。</p> | <p>市場メカニズムを重視する自由主義マクロ経済政策の枠組みは、産業の発展にとって不可欠な必要条件であり、また、過去においてみられたような経済の不安定を排除し、政策の継続性が重要であることが認識され、さらに、自由主義的マクロ経済政策の枠組みのもとでそれを十分に生かすために、2で指摘されているような政策が補完的に必要であると考えられる。</p> |
| <p>2)経済政策・産業政策の基本的特徴</p> <p>貿易保護政策による輸入代替工業化。工業部門についての国際競争力に関する関心は薄く、国内市場向けの生産においては技術水準や生産性を向上するインセンティブを欠いていた。</p> | <p>インフレ抑制のための安定化政策およびそれに不可欠な財政赤字の縮小のための諸政策。</p> <p>対外債務サービス支払い(実質的には債務繰り延べのもとでの利子支払の継続)に必要な生産のリストラクチャリングとそれによる輸出の拡大。特に構造調整政策のもとで可能となる比較優位を有する部門(当面は当該国に豊富な天然資源および、低賃金による比較優位)に基づく輸出の拡大。</p> | <p>技術の進歩や生産性の上昇に基づく競争力の強化による輸出の拡大。それらを実現するために必要な各種産業政策(技術政策、教育政策、企業家の育成、人的資源の養成等を含む)</p> |
| <p>3)公共セクターと民間セクターの関係ないし政府または国家と市場の関係</p> <p>国内市場向け輸入代替工業化推進を行うことが国家の役割であると考えられることが多かった。</p> <p>政府の産業育成策は通常無差別に広範に行われ、その政策の目的達成のための効果などについての十分な検討を行わず実施されることが多かった。</p> <p>国営企業の創設および公共部門による多くの経済部門での生産、販売の活動が拡大した。</p> <p>その他各種の輸入代替工業化推進のための奨励措置(減免税措置、低利な資金の工業部門への供給、民族系企業の育成と外資に対する規制など)</p> | <p>政府部門の縮小(特に公営企業の民営化)</p> <p>各種産業部門に関連する経済の大幅な規制緩和。減免税措置の廃止。外資に対する規制の廃止または緩和。民族系企業育成策の廃止等。</p> <p>民間企業の経済活動に対する政策は最小限に止め、民間企業の生産や投資に関する決定を市場メカニズムに委ねる政策。</p> | <p>市場メカニズムが十分に機能し、そのもとで比較優位を有する産業が発展するよう促すための政策(寡占や独占による弊害を排除する政策を含む)インダストリアル・リストラクチャリングのために必要な政策(特に技術面での支援による生産性の上昇と競争力の強化)。</p> <p>中長期的開発戦略から見た技術政策、教育政策、人的資源養成政策等を通じての産業育成への支援。</p> <p>中小企業、インフォーマル・セクターに対する政策。(以上本文の第1から第4の点に対応)</p> |

(出所) 本文の記述に基づいて要約・整理して作成した。整理に際してECLAC(1988)を参照した。

度的に確立された公務員のキャリア・システムに基づいた優れた官僚が存在することが、経済政策の持続性、長期ビジョン、圧力団体や政党からの独立等を保証する。これは法制度や諸規則によってのみならず、長期にわたって発展してきた官僚の正統性、権威、威信、信望といったものによって得られるものであって、経済、社会の発展に实际的に貢献してきた官僚に対する高い評価に基づくものである。この意味において、日本における経済、財政、そして産業部門の諸官庁、特に大蔵省と通産省は他の工業国には比類ないものであることは周知のとおりである。

フランスの諸官庁は日本の諸官庁と同様に、そのキャリア・システム、人的資源ならびに工業発展に関する広範な政策手段の行使に基盤をおいていると思われるが、フランスの制度は以下の各側面において日本の制度と根本的に異なる⁽⁶⁾。

- (1) フランスでは、計画とその実行が高度に中央集権的であるが、日本はこの過程が非常に分権的である。
- (2) しかしながら、この中央集権はフランスにおける政府機構の首尾一貫性と統一性を意味するものではない。一方、日本では通常、かなり長い時間を要するものの、政府機構の内部の合意がしばしば達成される。
- (3) 一般的に言って、日本では民間部門のイニシアチブを促進することで、市場が機能するよう行政的ガイダンスを行なうという方法を志向してきたが、フランスでは必ずしもこの方法がとられなかった。

一方、市場の失敗や歪みを避けるために市場に対する指導ないし介入を行なおうとする政府自体もまた必ずしも完全でも効率的でもないことは強調されるべきであろう。換言すれば、市場の機能が不完全であると同様政府も必ずしも完全ではない。ラテンアメリカにおいては、過去の経験が市場にも政府にも多くの欠陥が存在していたことを実証している。多くの例において市場はきわめて寡占的であり、同時に政府は非効率的であった。公共部門は肥大化し、巨額の債務を抱えた。政府の市場介入は多くの場合、市場の失敗を排除するどころか逆に触発してきたのだといえる。言い替えれば、政府と

市場の関係を論ずるには、上記の観点から各国の政府機構ないしは「国家」の特徴を分析する必要がある。

市場と国家の特徴は、その国家の政治システムと社会・文化的側面とに密接にかかわっている。したがって、市場と国家の関係の比較は社会・文化的構造と政治システムといったより広いコンテクストでなされるべきである。発展段階ならびに工業発展戦略の目的も考慮されねばならない。発展の異なる水準にある経済は直接比較されるべきではないことも明らかである。

この意味において、次のような分析が国際比較において適切であると思われる。

- (1) 発展や工業化等の目標に関して、公共部門と民間部門間、またさまざまな関連するグループでの間での意見調整をはかりコンセンサスを促すような社会・文化的諸条件が存在するか。
- (2) 政府部門や公営企業に優れた人材が確保できるような制度が確立しているか。とくに優秀なテクノクラートが育つキャリアシステムが確立しているか。さらに政策の継続性と政府と民間との信頼関係が存在しているか（ラテンアメリカでは政府の方針が度々大きく変わるので往々にして民間部門は政府を信頼せず、一方、政府テクノクラートの一部には民間部門に対する強い不信任も存在する）。
- (3) 民間部門に関しては、大企業・中小企業・零細企業の相互および企業グループの間にどのような関係があるのか。たとえば、製造業の各分野での競争の状況はどのようなになっているのか。また、経済全体での主要企業グループ間の競争や協力、補完関係はどのようなになっているのか。大企業と中小企業の競争、補完、下請け関係の状況、零細企業やインフォーマルセクターの大きさとフォーマルセクターとの関連などは民間部門が市場経済の中でどのような対応を行なっているかを比較する上で重要な要素であると考えられる。
- (4) この他外部経済、外部不経済の問題などを含む民間企業の経済活動に影響を与えるその他の重要な条件についても比較する必要がある。労働者

の技能水準や技術者の数なども重要であろう。

以上のそれぞれの点についてはラテンアメリカ諸国の間にさえ大きな相違がみられる。たとえば、第1の点については従来、政府と民間部門の間には対立関係がしばしばみられ、政府は、民間部門が不当に多額の利益を得たり、利益の一部を海外に持ち出しているとの強い不信感を持つ一方、民間部門は政府の行なう政策がどの程度継続するかについての予想が立てられず、常に短期間に利益を上げようとしたり、また、投資などについても長期的な展望を持って行なうことが困難であるといった状況が少なくなかった。しかし、国によっては、政府と民間との意見の調整を図る努力も行なわれてきている。

第2の点についてはキャリアシステムのない国の方が多い。例外的に外務省、中央銀行や政府系銀行（たとえばブラジルの Banco do Brasil や BNDES〔経済社会開発銀行〕）など比較的高い給与を維持できるような政府機関にある程度のキャリアシステムがみられるが政府の政策を決定する分野においては政権交代が行なわれるごとに少なくとも高級官僚はほとんど完全に交代してしまうことが多い。従来メキシコの場合がその典型であり、大統領が6年ごとに代わるのと同時にほとんどの上級の政府職員も交代していた。しかしながら、最近においてはたとえばサリーナス大統領が予算企画省の大臣から大統領になり、基本的には従来の政権交代と変わらないものの、政府職員についても、ある程度継続性が確保されたといわれる。しかし、一般にはラテンアメリカでは政権交代とともに、政治的な配慮から従来全くその分野に関係のなかった人が政策決定権のある地位の政府職員として任命されることが少なくなく、かつ、その多くが専門的な経験や知識を十分に持っていないことも少なくない。さらに、ラテンアメリカ諸国に共通している重要な点は政府の職員の給料が民間部門の、とくに大企業の幹部職員と比べて低いことである。このため優れた人材が政府部門に十分に集まらない傾向もみられる。それは時には賄賂の横行など腐敗につながる原因ともなっている。しかしながら、構造調整の下で各国は優れた人材の採用に努力してきており、近年経済官庁においてはアメリカで学んだ若い専門家（とくにアメリカの大学での Ph. D. 取

得者)が経済政策を担当する傾向がみられる。アメリカの一流大学で教育を受けた中南米の新しいテクノクラートが新たな支配階級⁽⁷⁾を形成しつつあるとの見方さえある。

第3の点についてはラテンアメリカの多くの国で有力な銀行を中心とする企業グループや多大な資産を有する家族とその関係者からなる家族企業のグループが経済の中核にあることが多く、それらは競争もするが、また、寡占的な体制をつくっていきたりすることも少なくない⁽⁸⁾。一方、大企業と中小企業との関係は競争する場合もあるが、大企業の方が圧倒的に優位にあって中小企業が競争力を有する企業として育ちにくい状況も多く⁽⁹⁾の国で見られる。その要因のひとつに大企業が中小企業の製品を利用せず、下請け関係が十分に育っていないこともあげられる。下請け関係を通じないで中小企業の製品を大企業が使うことも可能であるが、そのいずれの場合についても中小企業の製品に対する信頼性が低く、それが健全な大企業と中小企業の関係の形成または下請け関係の形成拡大を困難にしているといえる。このことは、労働者の賃金が相対的に低いにも拘らず、労働集約的分野での比較優位を十分に生かして競争力のある中小企業を発展させることを阻害している。また、国によってはきわめて規模の大きいインフォーマルセクターがすでに形成されているような場合もみられる。たとえば、ペルーではエルナンド・デ・ソトの推定によれば、インフォーマルセクターは製造業、サービス業の多くの分野に広がっており、その就業者数は経済活動人口の48%を占めるとされ、その活動によって生産された付加価値の国内総生産に占める割合は38.9%にも達するとされる⁽⁹⁾。

第4の点に関しては一般に、たとえば、機械工業や部品製造(とくに、機械加工、その機械加工に必要な鋳鍛造業など)のような製造業における最も根本的な資本財をつくるための産業がどのような状況にあるのか、また、同様に鉄鋼、石油化学製品、その他重要な製造業の中間財が優れた品質で、かつ必要な量だけ、しかも納期の期間内に供給されているかどうかといったような点を比較する必要がある。メキシコのような公営企業による鉄鋼生産の行な

われている国にあっては、従来、品質が悪く、必要な量が必要な納期期限内に民間企業に納入されないようなことがしばしばみられたのである。鉄鋼の自由化をすればそれが解決されるのでは必ずしもなく、国によっては輸入業者や流通面に問題があってそれがボトルネックとなることも考えられる。また、製造業における規格や品質についての標準化などが十分に行なわれていない場合は企業相互間で部品の供給などでの効率が悪く、必要な規格と品質を有する部品や中間財が確保できない状況が生ずる。一般にラテンアメリカ諸国では製品の標準化や品質管理が遅れていることがよく知られている。こうした状況の改善は市場メカニズムによっても一朝一夕に可能となるわけではない。適切な中間財・資本財の供給や輸送システム、流通システムなどを含む外部経済の問題について十分な比較検討を行なう必要があると思われる。

以上に述べた4つの点のそれぞれについて最近いくつかの重要な変化が現れている。それらが今後の自由主義マクロ経済政策や産業政策の実質的効果を考える際に重要な意味を持つと思われる。

まず、第1の点については今後どのような政府と民間部門の関係および政府による経済政策の継続性が実現するかという問題である。第1に重要な点は、ラテンアメリカ諸国が累積債務危機のもとで構造調整政策を実施するに至ったそのまさに同じ時期に政治的には各国で民主化が進んでいることである。民主化のもとで国民の各層が多大な犠牲を払わなければならない構造調整政策を推進することはきわめて困難である。しかしながら、政府は過去のようにポピュリズム的経済政策を再び繰り返すことはできない。財政の均衡を維持することがマクロ経済政策の最も優先的課題となっているからである。しかしながら、多くの国において政府と民間部門との対話を行なうような状況がかなりみられ、一定の成果を収めている。それらは「社会協約」と呼ばれるものであり、メキシコのPESEなどがその成功例であるといえる。こうした政府と民間との継続的対話や合意、協力を通じての新たな関係が新しい要素としてラテンアメリカの経済政策や産業政策の実施に与える影響は

大きいと考えられる。

また、後に述べる地域統合に向けての各国の協定やアメリカとの間に行なわれる自由貿易地域を目指しての協議を始めるための協定（フレームワーク・アグリーメント）の調印などは、いずれもラテンアメリカ諸国がそれぞれ今日開始した構造調整以降の自由主義マクロ経済政策を定着させ維持することを国際的に約束することを意味している。したがってこうした動きはラテンアメリカにおける基本的経済政策の持続性、安定性を意味することになると思われる。

第2の官僚制度に関しては財政支出削減のために今日多数の政府職員の削減を行なう必要があり、政府の規模と役割についての根本的見直しが今後行なわれる必要がある。その際に優秀な職員を適材適所の原則で登用し、政策の実施を行なうことができるか、政府の再編成が不徹底に終わり、従来のような非効率な旧態依然たる状況が続くかによって、経済政策の実施がどのように行なわれるかは大きく異なるものとなろう。先にも述べたように今日ラテンアメリカのほとんどの国で、アメリカの大学で学んだエコノミストが経済政策の実施にあたっているが、中堅クラス以下の政府職員については必ずしも必要な再編成が進んでいるとは考えられない。これら政府職員数を減らさざるを得ない状況のなかで中堅クラス以下も含めて優れた政府職員の確保とその訓練を行なうことが重要であると思われる。

第3の点については、新しい自由主義マクロ経済政策のもとで生じ得る影響として、まず外資系企業の参加が考えられる。外国直接投資に対する規制の緩和を通じて国内市場においても競争が強まり、従来のような企業グループが技術の導入や生産性の上昇の努力を行なうことが期待される。しかしながら、ラテンアメリカの一部の国ではたとえば貿易自由化によって競争力の強化が図られるとは限らない。かつて一部の国でみられたように、有力企業はそれまでの生産を止め、すでに確立している流通網を使って今度は同じ商品の寡占的輸入企業となって必ずしも競争が強まらない状況もみられたからである。いずれにしてもラテンアメリカにおいては、従来から比較的少数の

有力企業グループが金融、生産、貿易、流通など多くの分野においてきわめて優位な地位を占めており、新しいマクロ経済的枠組のもとでもこの点が直ちに変わるわけではない。新しいマクロ経済政策に対してどのように反応するかが注目される場所である。また、このことに関連して市場メカニズムのメリットを生かしつつ、競争力のある中小企業を発展させる努力が必要であると考えられる。第4の点に関しては、優れた品質の中間財が必要な量だけ、しかも適切な納期の期間内に供給されるような体制が整うことが製造業の競争力の確保のためには不可欠である。国営企業の民営化の方式や品質管理の推進、流通や輸送システムなどの改善がマクロ経済政策の確立と同様にきわめて重要な意味をもっていることは言うまでもない。

第2節 ラテンアメリカの主要国における産業政策

前節で述べたような構造調整や長期的開発戦略と産業政策との関係、および産業政策を考える際に重視しなければならない政府と市場の関係ないしは公共部門と民間部門の関係を念頭において、以下実際に構造調整政策とともに実施されつつあるいくつかの新たな産業政策のケースについて、その特徴とそのような特徴をもつ産業政策が実施される背景について検討することとしたい。ここで取り上げるケースはいずれも前節で述べた今日のラテンアメリカにおける産業政策のいくつかのもっとも重要な側面に关わるケースである。

1. メキシコ

メキシコで今日行なわれている「サリーナス革命」とも呼ばれる経済政策の大きな転換がいかにか画的なものであるかは、メキシコの政治・経済の特徴やそのもとでの産業組織の特徴についての十分な知識なしには、理解することは困難であろう。メキシコは長い間、「混合経済」(mixed economy)であ

ることをその重要な特徴のひとつとしてきた。政府自らメキシコが混合経済国家であることを文書で正式に認めており、経済の重要な部分が公営企業によって運営され、また、それ以外の分野においても政府の規制や介入はさかんに行なわれていた。外資に対する規制もラテンアメリカ諸国の中でも強いものであり、マジョリティ参加の外資は認められなかったのである。このことは、メキシコでは政治的に一党独裁の立憲革命党（PRI）体制が革命以来長期にわたって確立されており、この混合経済体制は政治におけるPRI体制と密接な関連をもって確立されたものであるとすることができる。そして、PRI体制はメキシコに固有とも言うべき組合国家主義的政治体制であり、混合経済とそのもとの公営企業はこのPRIによる支配体制の重要な一部を構成してきたのである。PRI体制のもとでメキシコの主要な勢力はPRIのそれぞれの組織を通じて政治的に参加するかたちをとっており、政党としてのPRIはこの構造の頂点にあって長期政権を維持してきたとえる（細野 [1981]）。

したがって、メキシコにおける産業発展もこのPRI体制のもとの政治と切り離して考えることはできない。1938年に国有化された石油産業は石油公社PEMEXによって運営され、石油の開発から精製、輸送、販売、輸出さらには石油化学品生産まで独占的に行なってきた。同様に鉄鋼、肥料、非鉄金属の一部、輸送機械の一部、食品・化学品・紙製品の一部などにも公営企業がつくられ、さらに、小売業にもCONASUPOと呼ばれる国営企業がつくられ、その活動を拡充するために牛乳、小麦粉、食用油、スープ用のパスタの生産まで行なっている。また、1982年には銀行も国有化された。このようにして、1982年における国営企業の数、1155社にも達したとされるのである。

また、民間企業も工業会議所連合や商業会議所連合会といった企業組織を通じてPRI体制に参加するかたちをとり、強力な政治圧力団体となってきた。もとより、一部の企業家グループと政府の関係は、常に必ずしも友好的であったわけではないが、PRI体制のナショナルスティックな性格と民族資

本家の利益は一致することも多かったのである。また PRI 体制のもとで形成された公営企業を中心とする混合経済は、公営企業と密接な関連を有する民族系企業にとって重要な存立の基礎であったとすることができる。

一方、公営企業の上位のエリート経営者は PRI 体制の重要部門を形成する PRI の政治家、あるいはテクノクラートのポストであり、その意味でも公営企業はメキシコの政治と密接な関係を有していたことは言うまでもない。

メキシコの政治経済におけるこのような特徴を念頭に置くと、サリーナス大統領のもとで行なわれてきている公営企業の思い切った民営化や対外的な経済開放政策、国内経済の自由化政策などがいかにメキシコの政治の根本にかかわることであるかが理解できる。サリーナス政権が行ないつつある一連の改革は、政治面での改革も含めてまさに「サリーナス革命」と呼んでも過言ではない。

そこでサリーナス政権下の構造調整政策と産業政策の関連をみるための2つの基本的側面について検討することとした。第1は、どの程度の範囲まで現在の PRI 体制の政治基盤を大きく崩すことなく民営化を行ない得るかという点である。あるいは少なくとも、サリーナス政権がそれをどのように考えているかという点である。

第2は、構造調整のもとで基本的には市場メカニズムによって望ましい産業の自発的発展が行なわれることが期待されているわけであるが、その下で実施されている自動車産業に関する政策をどのように理解するべきかという点である。

まず、メキシコではサリーナス政権に先立つミゲル・デ・ラ・マドリ政権のもとで構造調整政策が開始されたことはすでに述べたとおりであるが、同政権下で民営化の行なわれた企業は741であった。ただし、一方で新しい企業が61創設されており、したがって、公営企業は680減少したことになる。しかし、民営化された企業の多くは比較的規模の小さい重要性の低い企業であり（ただし、航空会社、ホテル会社などの民営化は重要であった）、付加価値生

第2表 1982～88年までの民営化の状況

| | 1982年における公営企業数 (1) | 公共部門からの民営化の状況 | | | 1982～88年までに新設された公営企業 | 1988年の現状 (6)=1-(4+5) |
|----------|-----------------------|-----------------|---------------|---------|----------------------|-------------------------|
| | | 民営化終了の企業 (2) | 民営化手続中 (3) | (4)=2+3 | | |
| 売却 | | 148 | 89 | 237 | | |
| 整理 | | 146 | 114 | 260 | | |
| 他の企業への合併 | | 67 | 13 | 80 | | |
| 他の企業への移転 | | 24 | 4 | 28 | | |
| 消滅 | | 105 | 31 | 136 | | |
| 計 | 1,155 | 490 | 251 | 741 | 61 | 427 |

(出所) SCGF (1988)。

産額で見れば、全公営企業のうち民営化されたのは2.9%にとどまった。ただし、全公営企業には石油公社 PEMEX や金融機関も含まれており、これらを除くと14.6%が民営化されたこととなる (SCGF [1988])。

サリーナス政権がさらにどの程度の民営化を行なうかが注目されていたが、同政権は民営化を継続する基本方針を確認し、かつ1989年5月に発表された国家開発計画において民営化の対象となる公営企業の条件についてその基本方針を明らかにしている⁽¹⁰⁾。さらに重要であったのは同年11月のサリーナス大統領の最初の大統領教書の方針であり、ここで次のような企業や分野についてはその所有と経営はあくまでも国家のものであることが明言された。それらは、石油公社、電力庁、基礎的な石油化学部門、放射能性の鉱産物、原子力発電、鉄道、郵便、衛星網を通じての通信、CONASUPO のような基礎的な社会的機関となっている。これは「サリーナス革命」の範囲を示すものとしてきわめて興味深い。

次に、貿易の自由化や国内の規制緩和によって生ずる産業の再編成については各部門別に詳細な産業政策が発表されているわけではない。ただし、ミゲル・デ・ラ・マドリ政権においては、さかんに政府によってレコンベルシオン・インドゥストリアル (産業再編成) という言葉が使われ、新しい政策のもとで比較優位を有する産業へと再編成されてゆくことは強調されてき

た。ここで詳細に検討する余裕はないが、この時期においてはメキシコではまだ既存の産業を一定の方向に誘導してゆくという考え方がかなり強かったと思われる。それはこのレコンベルシオン・インドゥストリアルという考え方にも反映しており、また、貿易の自由化においても関税率の引き下げなどは行ないながらも、輸入価格の規制や非関税障壁などを通じてミゲル・デ・ラ・マドリ政権下では、必ずしも完全な自由化が進まなかったことにも反映しているといえよう。

これに対してサリーナス政権下では、より本格的な自由化が行なわれた。サリーナス政権下での輸入自由化は徹底したものであり、外資に対する規制緩和も行なわれる一方、レコンベルシオン・インドゥストリアルという言葉は事実上使われなくなっていった。このように見るとき、メキシコにおける自由経済政策の実施は、サリーナス政権とデ・ラ・マドリ政権では大きな相違があり、サリーナス政権になって初めて本格的な構造調整政策が実施されたと言ってもよいであろう。

しかしながら、こうした政策の下で注目されるのが、自動車産業における政策である。他の分野では市場メカニズムのもとで非効率な産業は後退し、比較優位を有する産業が自発的に発展してゆくことが想定されているのに対し、自動車産業については、いくつかの明確な方針とそれを実現するための政策が実施されたのである。その詳細については本書の各論のメキシコの部分で言及されるが、ここで重要だと思われるのは、なぜ自動車産業においてはこのような産業政策が行なわれたかである。以下のような原因が考えられる。第1に、自動車産業が世界的にも比較的少数の多国籍企業からなる寡占的性格の強い産業であることである。したがって、メキシコの自動車産業もそうした多国籍企業の生産体制の一部に組み込まれているわけであり、その際にメキシコはアメリカに隣接しているという有利な点や、比較的賃金水準が低いという点を十分に生かしつつ、できるだけ有利な産業の発展を行ないたいという意図があったことは明らかである。言い換えれば、メキシコが対外貿易を自由化し、さらにアメリカ・メキシコ自由貿易地域の創設をめざす

際には、当然アメリカとメキシコの自動車産業のより密接な統合とそれによって可能となるアメリカ自動車産業の国際市場における競争力の強化、それと同時に生ずるメキシコでの部品生産や組立生産の拡大などが重要な効果として考慮されていると思われるのである。

第2に指摘すべきは、自動車産業がメキシコ経済にとってきわめて重要な地位を占めており、その輸出額は1989年には42億ドルに達し、その黒字額は16億ドルに達するということが反映している。輸出額はメキシコの全輸出額の16%にあたり、石油産業に次ぐ重要な外貨収入源となっており、その役割はマキラドーラや観光産業（いずれも30億ドル）を上回るものである。これだけの重要な地位を占める自動車産業は、一方、30万人の雇用を提供しており、また外資系の子会社のみならず、多数の民族系の部品メーカーが自動車産業に参加している（詳細は本書のメキシコの部分を参照）¹¹⁾。

第3にメキシコの自動車産業は、完成車メーカーと部品メーカーの利害、完成車メーカーの中でもアメリカの自動車企業とそれ以外の自動車企業の利害、部品メーカーの中でも有力な規模の大きい部品メーカーと中小以下の部品メーカーの利害などが複雑にからみ、先に述べた構造調整政策のもとでの貿易の自由化や外資規制の緩和等に加えて一連の自動車産業部門のみの政策を実施することが不可欠であったこともあげなければならない。

サリーナス政権の自動車産業政策は、1989年12月の政令として実施されているが、その内容を従来の自動車政策と比較した場合の特徴は以下のような点にあるとされる。①外貨バランスに関し、部品メーカーの黒字義務がなくなったこと、②完成車メーカーによる完成車の輸入が自由化されたこと（ただし部品メーカーによる完成車の輸入は自由化されていない）、③国産化義務のある部品や国産化率による制約がなくなり、完成車メーカーは自己の貿易収支黒字のみが条件となったこと、④部品メーカー、国内サプライヤー、マキラドーラによる純外貨収入が完成車メーカーの外貨収支にカウントされることとなったこと、⑤関連会社などからの移転外貨が自動車生産に関連したものに限られたことなどがそれである。¹²⁾

以上のように民営化の範囲に関する方針および自動車産業政策の2点は、メキシコのようにラテンアメリカの中でももっとも早く構造調整策を徹底して実施しつつある国にあっても、一定の範囲で産業政策が必要であることを示しているといえる。なお、民営化の努力にも拘わらず、大統領教書が明らかにしているようなかなり多くの分野が将来も公営企業として継続することは避けられない。その場合、公営企業が行なっている産業分野にもできるだけ競争原理を導入し、公営企業の近代化と効率の向上を図るための産業政策も不可欠となると思われる。なぜならば、公営企業として留まる産業の分野が非効率のままでは、自由化された他の分野の効率を間接的に妨げることとなり、開放経済体制の効果が上がらないからである。たとえば、公営企業の生産する多くの投入財（石油化学製品、電力など）において、価格や納期、品質などに問題があれば、それらを使わなければならない国内の民間企業の輸出競争力が阻害される要因とならざるを得ない。したがって、規制の緩和や貿易の自由化は、それと同時に民営化されない公営企業の近代化、合理化によって競争的な投入財の供給が行なわれない限り、その十分な効果を発揮することはできない。これはメキシコにおける新たな政府と民間部門の関係における重要課題のひとつとなる¹³⁾。

次に、政府と民間部門の関係という意味では、自動車産業のような不可欠な産業政策の決定および実施過程における政府と当該産業の企業間の合意形成プロセスも、構造調整政策後どのような政府と民間の関係が構築されてゆくかを知るための重要なポイントとなると思われる。この点では再びサリーナス政権下の自動車産業政策決定のプロセスがきわめて興味深い。その際においては商工省の官僚と完成車メーカーの企業からなる自動車工業界、部品工業界およびディーラー協会との間の意見調整が頻繁にかつ十分に行なわれ、従来の政府中心の中央集権的な決定方式とは明らかに異なる方法で進められたとされている。これは新しい産業界と政府との合意の方式として注目されるものである。また、こうした方式（コンサルタシオン）による産業政策の決定のルールは、自動車産業以外にも石油化学、薬品、マイクロコンピューター

ターなどについても適用され定着しつつあるとされている。⁽¹⁴⁾

以上を要約すれば、メキシコにおける自動車産業のケースは、構造調整政策のもとで一般に行なわれているマクロ経済の規制緩和や貿易の自由化、外資導入における規制の緩和などを行ないさえすれば、自動的に産業の競争力が強まると考えるにはあまりにもそのメキシコ経済にとっての重要度が高く、また、産業の構造や組織が複雑なケースである。それは通常考えられているように市場メカニズムにゆだねれば、国際競争力のある産業が生き残り、健全な経済の発展が可能であるわけでは必ずしもないケースであるといえよう。したがって、メキシコのように構造調整がもっとも進んだ国にあっても、自動車産業のようなケースでは産業政策が不可欠であり、また、その策定と実施に際しては従来と異なる政府と産業界の協議が必要であったといえよう。言い換えれば、メキシコの自動車産業のケースを通じて、新しい自由経済政策のもとでの産業政策のあり方やマクロ構造調整政策と産業政策との関連、それらを決定する際の利害調整の方法、そうした方法が新しい政府と民間の関係構築のもとで実際にどのように行なわれてきているかを明らかにすることができるのであり、それはラテンアメリカの今後の産業政策を考える上できわめて重要な意味を持っていると思われる。

2. ブラジル

ブラジルの産業政策が注目される理由は、何よりもブラジルがラテンアメリカで最大の工業生産能力を有し、競争力にやや乏しい面はあるものの世界的にも工業生産額の高い国であり、しかも資本財産業を含むきわめて広範かつ多様な生産体制がすでに輸入代替工業化政策のもとでつくられているということによる。しかも、1980年代に入ってから、さらに新たな国産化をめざし、情報産業法が実施された。

ブラジルの長期にわたる産業政策の詳細については、本書のブラジルに関する章で検討が行なわれているが、ここではラテンアメリカ諸国の中でもっとも遅れて開始された構造調整政策のもとでブラジルがどのような産業

政策の方針を固めつつあるかを検討することとしたい。

ブラジルのように資本財にいたるまで広範な輸入代替が進んでいる国にあっては、ある分野の自由化の遅れが、他の分野の競争力を著しく阻害することとなる。その典型的な例は、情報産業法のもとでの国産工作機械問題であった。機械の一部にコンピュータを用いる NC（数値制御）工作機械については、国産品の価格が国際価格の 5 倍もするといった状況も生じたとされるのである。このような高価な機械を用いざるを得ない国内の産業がその点で国際競争力を持ち得ないことは言うまでもない。

しかし、自由化を一挙に行なうことは、その国産メーカーの倒産を意味し、ブラジルにおける工業の著しい後退を意味する。このためブラジルでは分野別にどの程度の自由化を行なうかが生産者側および需要者側の双方の参加のもとに検討が行なわれたのである。

すなわち、ブラジルでは、構造調整政策の実施はコロール政権下まで行なわれなかったものの、すでにサルネイ政権期の後半においてはブラジル産業の国際競争力の向上がもっとも重要な課題であることが認識されるにいたっていた。たとえば、ブラジルの企業家団体である全国工業連盟（CIN）やこれまで民族系企業を育成してきたブラジルの公的金融機関であるブラジル経済社会開発銀行（BNDES）などはその公式見解などにおいてもブラジル産業の競争力強化がきわめて重要であることを強調、そのためには技術力の向上や設備投資の増加が必要であるとし、さらにそれは経済の自由化、開放化につながるとの考え方を強調するにいたっていた（Confederação Nacional da Indústria, Grupo de Avaliação da Competitividade da Indústria Brasileira [1988]）。中でもブラジル経済社会開発銀行はサルネイ政権末期にブラジルの産業の国際競争力強化についての具体的なプログラムに関する文書を公表するにいたっている¹⁵。こうした動きは1988年後半までかなり強かったブラジル政治における民族主義的傾向の変化とも深く関連していると思われる。すなわちブラジルではメキシコやチリが自由化政策を本格的に進めていた1980年代半ば以降にあって民族主義的傾向が続き、新憲法の制定に際してはエネルギーや鉱産

物資源の開発，輸出入等については外資規制が行なわれることが定められたり，また，政府・公営企業の発注は民族系企業を優先するといったような条項も含まれた。しかし，1989年頃から次第に民族主義的主張の後退がみられるようになった。それは大統領選挙のキャンペーンにも反映し，最終的には左派の大統領候補ルーラを破って，中道ないし中道右派のコロール氏が大統領に当選したことに反映している。

このような一般的な民族主義的傾向の後退の中で，コロール大統領登場よりも早く1988年5月に政府が従来の産業政策と大きく異なる新産業政策を決定して発表している。¹⁶これは産業政策の基本的なプログラム，輸入に関する各種関税の引き下げまたは免税，輸出手続きの簡素化，工業開発審議会（CDI）の改組を中心とするものである。この産業政策の基本的な考え方としては，これまでの政府主導の経済開発から民間セクター主導の経済開発に変更し，政府介入の縮小や積極的な外国技術の導入により近代化された国際競争力を有する産業を形成することにあるとされている。この新産業政策はコロール政権下で発表された1990年の産業政策に先立つものであり，過渡的政策を有するものであるが，それまでの政策と大きく異なるという点で注目されるものである。

この産業政策に関連する一連の措置に基づき，工業開発庁（SDI）はサルネイ政権末期に部門別産業計画を民間業界団体の参加を得ながら作成することに努力した。この計画においては該当する部門の原料から最終生産物までの一連の生産過程に関与するすべての業界の参加のもとで産業政策のあり方を検討し，資本財輸入の自由化などを含む産業の育成，国際競争力強化方策の検討が行なわれた。また，部門別産業状況分析や政策の方針に関しては業界団体の参加によって作られた計画を工業開発審議会（CDI）が検討し，その検討後に該当する分野の産業政策が実施されることになっていた。当初この部門別計画については業界団体からの要請できわめて多くの部門についての計画を策定する可能性があったが，最終的には全部で19部門にしぼられ検討が行なわれた。中でも繊維部門の検討がもっとも早く進み，1989年8月末

に SDI レベルでの検討が終了している。繊維部門の他、検討が行なわれた主な産業としては、工作機械、基礎化学品、ファインケミカル、石油製品、エレクトロニクス、農産加工業、紙パルプなどが含まれている。

コロール政権発足後の1990年6月に経済省は工業および対外貿易の総合指針を発表した。これは貿易の自由化など構造調整政策の推進を図るものであるとともに、いくつかの分野において産業政策と見なされる内容をも含むものである。

まず、貿易の自由化に関しては輸入の数量規制、行政面での統制を廃止し、すべての輸入制限はもっぱら輸入関税によって行なうこととし、さらにその輸入関税も1991年から段階的に引き下げることが定められた。すなわち現在0%から105%までにわたっている輸入関税を、1994年には国産化されていないもの0%、その他の製品20%、国産保護のために暫定的に保護を要するもの40%、の3種類に限定することとなった。

次に、産業政策面ではすでに述べたように検討が進んでいた繊維部門については1400品目の関税の引き下げが発表された。これは原料から衣料品にまで及ぶものであり、平均関税率は60%から35%に引き下げられることが発表されている。一方、その他の産業分野では工業競争力強化計画（PCI）が策定されることになり、それらは情報部門、ファインケミカル部門、バイオテクノロジー部門、精密機械光学部門、新素材の先端技術開発部門を対象とするものとされている。また、情報産業法については政府の専門家および業界の代表からなる委員会により、新しい情報産業法案が提案されることとなっている。

以上の点とならんで注目されるのは、ブラジルの競争力強化のために、工業および対外貿易政策の一貫として工業の技術能力に対する支援計画が発表されたことである。

さらに、11月にはブラジル品質・生産性向上計画（PBOQ）が発表された。これも新工業対外貿易政策の一貫として行なわれるものである。その内容は技術の重要性の認識と技術向上へのモチベーションの強化、企業経営の近

代化、研究調査の奨励、従業員の訓練、データバンクの設立、品質・生産性向上計画を工業貿易政策に生かすこと、消費者の保護を強化することなどとなっている。

以上のようなブラジルにおける新しい工業および対外貿易の総合指針は、まだ発表されて日が浅く、本稿執筆の時点ではまだその内容や効果についての詳細な検討を行なうことはできないが、ブラジルの経済自由化のもとでの産業政策のあり方を示すものとして注目に値するものであると考えられる。

3. チリ

ラテンアメリカ諸国の中でもっとも早い時期に構造調整政策を実施に移したのはチリであった。しかも、チリの場合には後に述べるような自動車産業に対する政策などを例外とすると、ほとんど個別の産業に対する具体的な状況についての配慮を行なうという意味での産業政策は実施されず、マクロ的構造調整政策が各産業に直接的影響を与えた。

したがって、従来から保護の水準の高い、狭い国内市場を対象とした国際競争力を欠く産業の国内生産の縮小がみられた。ただし、一部の分野では比較的長い時間はかかったが、競争力を回復して生産の回復がみられたものも存在する。一方、農産加工品のように比較優位を有する新しい産業の発展もみられた。まず、製造業において国内生産が減少した分野について検討しておくこととしたい。1985年の生産水準が1969年と比較して低い分野を挙げれば、輸送機器は1969年を100とすると85年は44.7の水準であり、科学機器は51.3、電機機器62.2（うち家庭用電気機器85.0）、非電気機器（一般機器）26.9、金属製品81.7、化学用原料49.9、靴54.7、靴以外の皮革製品41.9、衣料75.0などとなっている。

このようにチリにおいて長い間保護のもとで生産の拡大が行なわれてきた電気機器や自動車その他一般的機械が競争力を十分獲得することができずに生産量が低くなったケースや、靴やその他の皮革製品および衣料のように比較的競争力があると思われたにも拘らず、自由化の下で不振が続いている分

野もみられる。繊維品は1969年を100とすると一旦1975年に68.7となりその後79年に回復したものの82年に再び78.7となったが、85年には120.6に回復している。一方、衣料の場合には繊維品のような激しい変化はみられないが、1969年当時の水準を回復するには至っていない。靴の場合、興味深いのは1970年代においては65ないしは82と比較的高い水準を維持してきたが、80年代に入っていっそう不振がみられ、1983年に60.5、85年に54.7へと低下した。靴以外の皮革製品も1970年代には比較的高い水準が維持されてきたが、80年代に入って著しく低下している。

こうした国内消費用の生産を含めた工業製品全体で見るとかなりの分野で工業生産の不振が目立つが、輸出向け工業製品の推移を見ると農産物加工品、木材とその製品、金属地金などにおいてかなりの輸出拡大がみられている。たとえば、工業製品の輸出総額は1975年の3億9000万ドルから85年には11億4400万ドルに増加している。ただし、工業製品の輸出の中で増加が顕著なものに一次産品の加工品が多い。たとえば、食料品（魚粉、冷凍エビ、果物・野菜の缶詰など）の輸出額の総額は10年間に1億ドルから4億ドルへと増加している。また、木材では松材の輸出が中心となっているが、木材の輸出額は2500万ドルから1億200万ドルへと増加している。紙・パルプの場合は、パルプの増加が顕著になっており、その輸出額は約6000万ドルから1億3000万ドルへと増加した。この他に段ボールや紙を含めた紙・パルプ製品の輸出額は、9400万ドルから約2億ドルへと増加している（細野 [1989, pp. 357-435]）。

この構造調整が行なわれた1970年代半ばから80年代末にかけての時期において、チリが構造調整とならんで行なった産業政策としては以下のような点が重要であったと思われる。

第1はチリの最大の輸出産業である銅産業への政策である。銅の場合、まず、この国が他の分野においては徹底して民営化を行なったにも拘らず、アジェンデ政権下で国有化された大銅山については一切民営化を行わず、あくまでも銅公社の下での運営を継続するという方針が維持された。銅の生産にはその投資効率が現れるのに時間がかかることから長期的な取り組みが必

要であり、このために銅公社は銅の生産や精錬に関する投資の継続、技術開発などを進めてきた。チリ政府は銅鉱山の新しい開発については外資による直接投資を含む民間部門による開発を許可してきたが、従来からの国有化された大銅山については銅公社の運営を続けたのである（細野 [1987, pp. 105～154]）。

銅政策の第2の重要な点は、1970年代半ばからの銅輸出政策の転換である。従来、銅輸出国政府間協議会（CIPEC）を中心とした銅価格の安定、また引き上げなどを旨とする政策も行なわれたことがあるが、ピノチェット政権下では、むしろアルミニウムや光ファイバーなど銅に対する競合品に対し、銅の安定した需要の拡大を確保することを目指し、そのために銅価格の無理な引き上げを行なうことを避けた。また、チリが他の銅生産国に対して有している有利な条件（とくに多数の高品位銅山の存在による低生産コスト）を生かし、世界の輸出市場においてシェア拡大を行なう政策を堅持したのである。CIPECの有力メンバーでもあるチリのこの政策は、他の国際的条件も加わって銅の国際価格を低い水準に長期間留める要因となったが、同時に生産条件の不利な国の銅輸出における脱落などもみられ、チリの銅輸出拡大の重要な要因となった。

このようなチリの銅政策は1970年代半ば以降の構造調整政策とならんで行なわれた一種の産業政策であると考えられることもできる。

第2に銅政策とは異なる興味深い産業政策としては自動車政策が挙げられる。自動車産業についてはチリの構造調整政策のもとではその存続がほとんど困難であるにも拘らず、チリ政府はその雇用面での影響などを配慮して、既存の外資系の自動車組み立て産業をある程度継続し得るような政策を維持した。しかし、この自動車政策は消極的なものであり、チリ政府の自動車関税への優遇措置（他の一律の関税の例外とした）にも拘らず、自動車生産は次第に減少していったのである。したがって、チリの自動車政策はメキシコのような積極的な自動車政策とは明らかに異なっていたといえよう。メキシコの場合には先に述べたように構造調整政策と並行して実施された点は共通し

ているが、自動車産業の積極的な拡大を目指すものであった。

チリにおいて行なわれた産業政策としては非伝統的な輸出品を拡大するための各種の輸出振興政策も挙げることができる。海産物や果物、野菜、木材やパルプ、紙製品などのような非伝統的輸出品の拡大は、構造調整政策に加え、チリの輸出振興公社（PROCHILE）による各種の支援などに補完され、構造調整政策による比較優位を有する生産物の輸出拡大を通じて可能となったと考えられる。

第3節 ラテンアメリカにおける地域経済統合の再活性化と産業政策

今後のラテンアメリカ諸国において重要な産業政策の課題となる分野のひとつとして地域経済統合の再活性化への対応を挙げなければならない。周知のごとくラテンアメリカでは1961年にラテンアメリカ自由貿易連合（ALALC）および中米共同市場が発足し、68年カリブ共同市場（後にカリブ共同体）、69年アンデス地域統合が発足し、経済統合を通じての地域貿易の拡大と工業化の推進を目指した。当初、地域貿易の拡大についてはかなりの効果がみられ、とくに工業製品については域内市場向けの輸出が拡大した。しかしながら1970年代に入って地域経済統合のプロセスは停滞した。さらに1980年には累積債務危機の影響によりラテンアメリカ諸国の輸出に占める域内市場向けの輸出の割合は低下するに至った。しかしながら80年代末から90年代初めにかけて地域経済統合を再活性化させようとする動きが急速に強まっている。その背景には少なくとも次の点を挙げることができるであろう。

第1にラテンアメリカ各国において債務危機克服のために行なわれた政策は異なっており、また、その政策を開始した時期も異なっているが、対外経済面では保護のもとでの輸入代替政策から自由貿易政策に転換した点は共通している。今日メキシコやチリなどの早くから調整政策を実施した国におい

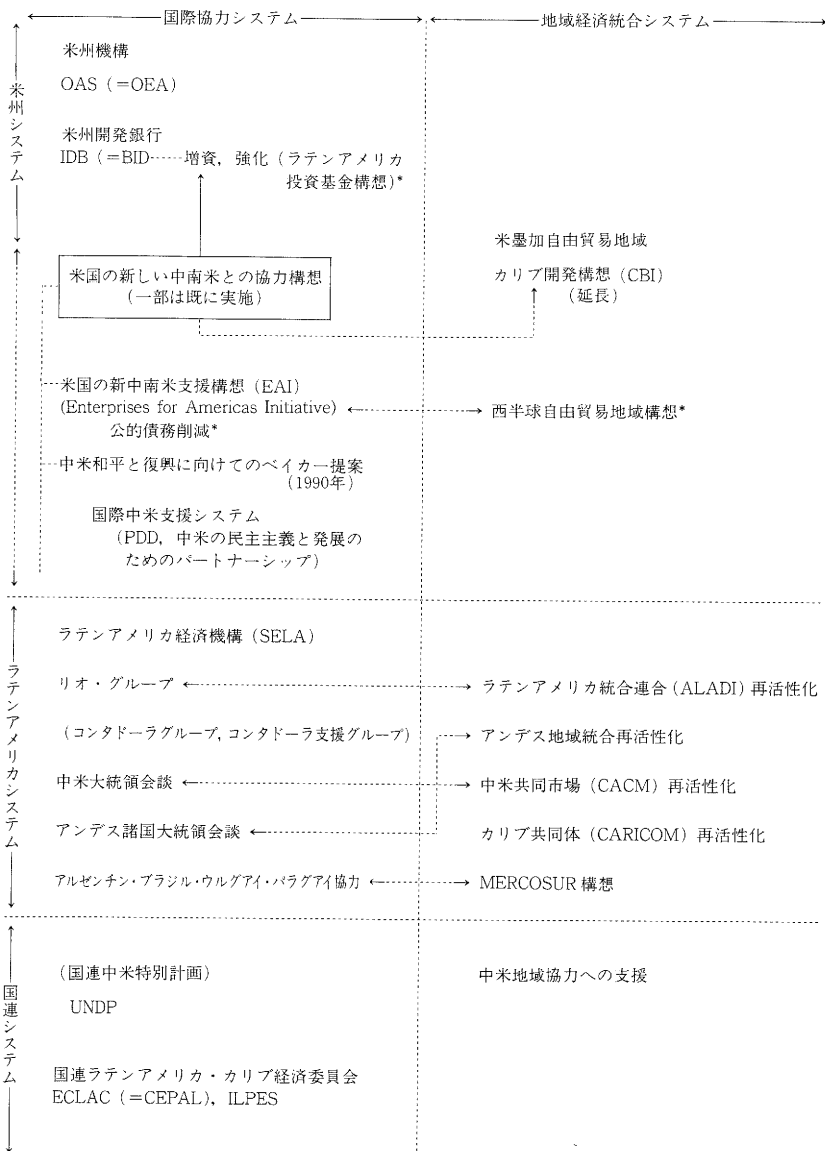
てはその成果が現れており、また、アルゼンチン、ブラジル、ペルーなど遅れて実施しつつある国についても今後の貿易自由化の見通しがはっきりするに至っており、1990年代における各国の貿易制度については全体像が明らかになりつつある。言い換えればこれまで累積債務のもとで個々に行なわれつつあった構造調整政策が一段落し、今後は域内協力や統合について検討することが容易になってきたと言うことができよう。

第2に、ヨーロッパにおけるECの完全統合の動きやアメリカ・カナダおよびメキシコの自由貿易協定などの地域統合の動きが活発化してきている中でラテンアメリカ諸国が、この地域においても統合を再活性化させる必要があるとの認識を強めたことを挙げるべきであろう。また、中米地域では和平が実現しつつあり、それが中米経済統合をあらためて推進する条件をつくりだしたと言うことができる。1990年6月に発表されたブッシュ大統領による新中南米政策(The Enterprises for the Americas Initiative)も重要な影響を与えたと考えられる。この構想には貿易、投資および債務の3つの分野におけるアメリカの新しい政策が含まれているが、貿易の分野では西半球自由貿易地域を設立する構想が中心となっている。これは中・長期的な目標を示したものであるとはいえ、こうしたアメリカの主導の下で行なわれようとしている南北アメリカ大陸を含む自由貿易地域形成の構想の中で有利な立場に立つためにはラテンアメリカ側での結束が重要であるとの認識が強まっている。アルゼンチン、ブラジルを中心とする南部諸国の統合(MERCOSUR)は1980年代からすでに進められてきたものであるが、ブッシュ提案をきっかけに統合を強化する機運が高まり、95年までに参加国の貿易自由化を実現することを決定している。

以下、最近におけるラテンアメリカ諸国での地域統合再活性化の動きを簡単に見ておくこととしたい。

上に述べたアメリカの新中南米政策およびそれに関連するいくつかの構想さらにラテンアメリカ諸国の各種の地域統合再活性化の動き、国連UNDPのもとでの中米特別計画などを整理してまとめたのが第1図である。また、

第1図 1990年代のラテンアメリカの国際協力と経済統合システム



(注) *これらの3つが米国の新中南米支援構想の主要部分をなすものである。

(出所) 本図は筆者の概念図であり厳密なものではない。詳細は本文参照。

第3表 ラテンアメリカにおける経済統合の活性化の状況

| | ラテンアメリカ統合連合 (ALADI) (旧ラテンアメリカ自由貿易連合) =LAFTA/ALALC | アンデス地域統合 (アンデス共同市場) |
|-------------------|--|---|
| 1. 統合再活性化の状況 | a) 第2次修正議定書 地域協定第4号1990年7月 b) 域内関税特恵 (PAR) の 拡大 | a) 「アンデスグループの将来 の方針に関する戦略」 b) 1995年までに域内貿易自由 化、主要国については1997 年までに対外共通関税実施 |
| 2. 経済統合正式名 | Asociación Latinoamericana de Integración (旧Asociación Latinoameri- cana de Libre Comercio) | Integración Andina Subregional (Andean Common Market (ANCOM)とも呼ばれ る) |
| 3. 統合の根拠となる 条約 | モンテビデオ条約 (Tratado de Montevideo) | カルタヘナ協定 (Acuerdo de Cartagena) |
| | 中米共同市場 (MCCA) | カリブ自由貿易連合/ カリブ共同体・共同市場 (CARIFTA/CARICOM) |
| 1. 統合再活性化の状況 | a) 中米経済行動計画 (PAECA) 1990年6月 b) 中米の貿易障害廃止プログ ラム | a) ナッソー・アンドスタンデ ィング 1984年7月 第10回カリブ共同体首脳会 議 1989年7月 b) 対外共通関税の実施 |
| 2. 経済統合正式名 | Mercado Común Centroame- ricano (Central American) (Andean Common Market) | Caribbean Free Trade Asso- ciation/Caribbean Community. Caribbean Common Market |
| 3. 統合の根拠となる 条約 | マナグア条約 (中米統合一般条約) | セント・ジョーンズ条約/ジョ ージタウン協定-チャグアラ マス条約 |

(出所) 筆者作成。

ラテンアメリカにおける地域統合の再活性化の状況をひとつの表に整理したのが第3表である。

まず、先に述べたラテンアメリカ自由貿易連合（ALALC）は1980年にラテンアメリカ統合連合（ALADI）に再編成されたが、90年にはこのALADIを再活性化する一連の決定が行なわれた。すなわち、ALADIにおいてはALALCと異なり、従来の国別リストや共通リスト（共通リストは実施されなかった）の方式による貿易の自由化に替わって地域特惠関税（PARと略称される）を用いることになっているが、1990年6月に調印された議定書により地域特惠関税の特惠マージンの拡大が合意された。すなわち、域内の相対的先進国は相対的後進国に対し40%の特惠マージンを中間的発展段階の諸国には28%、先進国相互間では20%のマージンを与えることになった。また、中間発展段階の諸国にあっては相対的後進国に対して28%、相互間で20%、先進国に対して12%の特惠マージンを与えることとなっている。しかも、この議定書によって地域関税特惠の対象となっている品目の輸入に対しては非関税制限は適用しないこととするという重要な決定が行なわれた。さらに、従来、例外品目リストに含まれていた品目数を大幅に減らし、地域先進国についてはALADI関税品目表の項目数で480以下とすることが決定された。

次にアンデス地域統合では1989年12月のガラパゴス宣言およびそこで採択された「アンデスグループの将来の方針に関する戦略」に基づき1990年2月カルタヘナ協定委員会において決定第258号が採択され、1995年末までに関税率表の全ての品目の自由化計画を完了するという重要な決定がなされた。これによって域内の自由化が大きく推進されることとなる。さらに、コロンビア、ペルー、ベネズエラについては例外品目リストに含まれている品目についても関税率については完全に自由化され、また、それ以外の輸入制限も自由化するものとされている。また、この域内貿易の自由化とならんで重要なのは対外共通関税の承認である。決定第258号は遅くとも1992年末までに対外共通関税を承認することとしている。この承認が行なわれた後、コロンビア、ペルー、ベネズエラにあっては遅くとも1997年末までにその完全な適

用を段階的に行なうことを開始するとされている。これは、先の ALADI の地域関税特惠を相互に供与する方法とは異なる関税同盟形成の方法による経済統合であり、ALADI 中の準地域統合としてのアンデス 5 カ国が文字通り他の ALADI 諸国よりも進んだ統合を行なう経済単位となることを意味している。もとより、アンデス地域統合発足の時点からそうした方向で統合が進展してきているが、1990年以降、ALADI の統合方式が地域関税特惠による方法で一段と進む一方、アンデス地域においても関税同盟方式の一層の進展を決定したことから、ALADI とアンデス地域の今後の関係がより明確となったとすることができる。また、1990年5月にはマチュピチュ協定が調印され、統合の推進のための経済政策や具体的な各分野における調整の方針が定められた。

一方、中米地域では1990年6月に中米5カ国の大統領およびオブザーバーとして参加したパナマの大統領がアンティグアで中米経済行動計画（PAECA と略称）を採択した。この計画は統合のための新しい法的および行政的枠組をつくることをうたっており、また、中米統合再活性化の最大の障害となっていた中米地域諸国間の決済システムに関しては EC と中米諸国との資金協力に関する協定の実施が唱われている。また、域内貿易に関してはさらに GATT への加入のプロセスを検討することも含まれている。

ラテンアメリカの今後の産業政策に関する課題の中でこのような各地域統合再活性化の中で域内市場向け輸出についての政策を検討することが重要な課題のひとつとなるであろう。

いうまでもなく1960年代に発足した地域統合を通じての工業政策すなわち ALALC における産業補完、中米共同市場における統合産業、アンデス地域統合における部門別工業計画はいずれも期待された効果を得ることができなかったと言わざるを得ない。1990年代に推進されようとしている再活性化のプログラムにおいて域内の貿易の自由化（アンデス地域および MERCOSUR 地域）や、地域特惠マージンの拡大をいかに効果的に利用するかが重要な課題となる。すなわちラテンアメリカ各国の対外貿易の一般的自由化がすでに推進

されており、地域統合の再活性化はさらにそれよりも進んだ自由化を域内において行なおうとするものである。

第三国からの輸入と地域統合諸国からの輸入に対する関税の差は過去の地域統合の場合よりは少ない。しかしながら、競争力が十分に獲得されていない産業が、地理的な有利さやラテンアメリカ諸国間の慣習、嗜好の共通性その他近隣諸国の市場に関する情報、輸出相手先との人的関係などを利用することによって、まず、域内市場向け輸出において競争力を獲得し、さらに、域外の国際市場への輸出を目指すことは可能であろう。また、今日のメキシコからのラテンアメリカ諸国向けの自動車輸出に見られるように、産業別には域内市場は非常に重要な輸出の可能性を持っている場合もある。

以上に見たようなアメリカの新中南米支援計画（EAI）およびラテンアメリカの地域統合の再活性化の動きは、少なくとも次の3つの点でラテンアメリカ諸国の産業政策と関連を有していると思われる。

第1の点は、新中南米支援計画（EAI）も地域統合の再活性化も、ラテンアメリカがこれまで行なってきた構造調整政策によって実現した自由主義マクロ経済政策の枠組を定着させ、長期的に持続させる効果を持つと思われる。何よりもアメリカのEAIの枠組のもとで今後協議を行なってゆくためのフレームワークアグリーメントをアメリカは各国と結びつつあり、それはラテンアメリカ諸国が自由貿易政策の維持を約束することを意味している。同様にして米州開発銀行に設けられるEAIの枠組のもとでの中南米投資基金は、ラテンアメリカ諸国が開放的外資政策を実行することを支援するための基金であり、この基金を活用しようとするラテンアメリカ諸国は、外資政策についてもそれを今後継続することが必要となろう。さらに、公的債務削減に際してはラテンアメリカ諸国が構造調整を進めることが前提となっており、経済の規制緩和をはじめ、自由主義的マクロ経済政策の継続が前提であることは言うまでもない。一方、地域統合の再活性化は各国間の域内自由化を基礎とするものであり、また対外共通関税の実施ないしはそれに準ずる対外的な関税率の調整を前提とするものである。したがってラテンアメリカ諸国は地

域統合通じて貿易自由化の維持を相互に約束しあうことを意味している。このように考える時、1990年代におけるラテンアメリカ諸国の経済政策が基本的には自由主義的マクロ経済の枠組のもとで安定したものとなる可能性が高いと思われる。過去においてラテンアメリカ諸国はしばしば経済政策の変更を行ない、それが長期的視点からの投資などを妨げてきたといえる。今後、それが改善されることが期待される。

第2に重要だと思われるのは、アメリカ市場のラテンアメリカ諸国にとってのより一層の開放である。EAIを通じてラテンアメリカ諸国は自由主義的経済政策を維持することを約束し、外資に対する規制の緩和を行なう一方、アメリカ市場へのより自由なアクセスを獲得することが可能となる。ラテンアメリカ諸国はアメリカ市場への輸出の可能性を考慮した産業の発展を期待できるのである。ラテンアメリカにとってのアメリカ市場の重要性を考えれば、EAIの持つ効果は長期的には非常に大きいと考えられる。

第3に、先に述べたようにラテンアメリカ諸国は新しい構造調整政策後のマクロ経済の枠組のもとでより長期的な観点からの産業政策を検討していく必要があり、その際に以上に述べたような最近の地域統合の動きと、それによって可能となる新たな近隣諸国への輸出の機会や同じく輸入の可能性をも考慮に入れて検討する必要が生じているといえる。アンデス地域の諸国間、アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ、パラグアイのMERCOSURの諸国間、および中米諸国の間ではより緊密な経済政策の調整や経済統合を行なうことを目指しており、その際には各国の具体的な産業部門についての産業政策の検討や調整が必要となるであろう。各国はそれぞれの国内経済政策においては自由市場メカニズムの下で比較優位を有する産業が自発的に発展し、国際競争力を獲得することを期待している。域内貿易についても基本的な考え方は同様であり、1960年代にみられたようなALALCの産業補完、中米の統合産業、アンデス地域の部門別工業計画と類似した統合を通じての工業化を目指す動きはみられない。むしろ、ALADIの地域関税特惠を含め各地域統合の自由化プログラムの下でそれを利用して自発的に各国間の貿易が拡大する

ことが期待されている。しかしながら、それを最も有効に利用するためには以上に述べたような観点からの産業政策的検討や配慮が分野によっては必要となるであろう。いずれにしても、各国における自由化政策と地域統合がいずれもその効果を発揮し、ラテンアメリカ諸国の産業の競争力拡大、輸出拡大が進み、それがラテンアメリカ諸国の1990年代における新たな経済発展を促すことが期待される。

[注]

- (1) たとえば、細野 (1986) の第2部第1章と、そこで引用されている文献を参照。
- (2) ここに述べる第2の時期までの詳細、とくに政府の変化やそれを支援する国際協力の方式の変化を起こした要因については細野 (1988) を参照。
World Bank (1985, p. 51)。
- (3) 1988年のブラジルにおける第22回総会に提出された ECLAC (国連ラテンアメリカ・カリブ委員会) の文書は、「限定された意味での競争力達成という意味での進歩は、顕著なものであったといえることができるかもしれない」しかしながら、「多くの諸国において貿易の黒字が達成されたが、同時に所得水準は低下したのである」と述べている。すなわち、所得水準の低下を伴う大幅な貿易黒字の達成は、基本的に低賃金による競争力の拡大に基づくものであることは否定できない。もとより同 ECLAC 文書も指摘しているように、このことは多くの国や分野において「真の意味での」競争力の改善がみられている顕著な例が存在することを否定するものではない。これらは、技術進歩の導入を伴う生産性の向上に基づくものである (ECLAC, [1988, p. 44])。またチリの経済調整について分析を行なった論文は、「現在のチリの生産の拡大は、労働者の実質賃金の低さを比較優位とした輸出産業を中心に達成されている」と述べ、同国の場合必ずしも、効率向上、生産性上昇に基づく競争力強化による輸出拡大ではないことを示唆している (東郷 [1988, p. 17])。
- (4) ミゲル・デ・ラ・マドリ政権下で発表された各種の経済計画参照。また、コスタリカなどでこうした考えに基づく政策が検討された。
- (5) ECLAC (1990), pp. 61-96. とくに p. 83 の Table IV. 3。
- (6) フランスと日本の比較については OECD の未公表文書等による。
- (7) このことについては、たとえば *Newsweek* 日本版1990年12月27日「ヤッピーが中南米を変える—アメリカ帰りの若手テクノクラートが経済革命を推進」

(pp. 64-70)。

- (8) この市場と民間の経済主体の特徴については細野 (1991, pp. 3-7)。
- (9) ラテンアメリカの大企業と中小企業の関係については, 細野 (1986, pp. 200-214)。ペルーのインフォーマルセクターについては, De Soto (1986, p. 13)。
- (10) SPP, *Plan nacional de desarrollo:1989-94*, Mexico D. F., 1989年参照。
- (11) 詳細は本書の各論のメキシコの部分を参照。
- (12) 詳細は本書の各論のメキシコの部分を参照。
- (13) このことは民営化されても比較的寡占的な地位にとどまる鉄鋼業などに関しても言えることである。
- (14) 詳細については本書の各論のメキシコの部分を参照。
- (15) この文書はブラジル経済社会開発銀行において行なわれたいくつかの産業の競争力に関する研究や外国の例に関する研究などを行なった後に準備されたものである。
- (16) Nova Política Industrial (大統領令第2433号, 1988年5月19日)。

[参考文献]

〈日本語文献〉

- 細野昭雄 (1981) 「メキシコの経済発展と民族企業」(『海外投資研究所報』第7巻第7号 7月)
- 細野昭雄 (1986) 『ラテンアメリカの経済』東京大学出版会。
- 細野昭雄 (1987) 「チリの銅産業の発展と銅政策の展開」(丸谷吉男編『ラテンアメリカの経済開発と産業政策』研究双書No. 356 アジア経済研究所)
- 細野昭雄 (1988) 「累積債務と中南米経済」(『国際問題』日本国際問題研究所10月)
- 細野昭雄 (1989) 「ラテンアメリカの経済開発の課題と資金需要」(柳原透編『経済開発支援としての資金還流』研究双書 No. 387 アジア経済研究所)
- 細野昭雄 (1991) 「産業政策の役割：その効果に関する国際比較のための枠組—ラテンアメリカの場合を中心に」(『ラテンアメリカレポート』第8巻第1号)
- 東郷健 (1988) 「チリの経済調整の成果と問題点」(『海外投資研究所報』第14巻第12号 12月)

〈外国語文献〉

- Confederação Nacional da Indústria, Grupo de Avaliação da Competitividade da Indústria Brasileira (1988) *Competitividade industrial: uma estratégia para o Brasil*,

Rio de Janerio.

De Soto, Hernando (1986) *El otro sendero: la revolución informal*, Lima, Editorial Diana.

ECLAC (1988) *Restrictions on Sustained Development in Latin America and the Caribbean and the Requisites for Overcoming Them*, Santiago.

ECLAC (1990) *Changing Production Patterns and Social Equity*, Santiago.

SCGF (1988) *Reestructuración del sector paraestatal*, Mexico D. F., Fondo de Cultura Económica Mexico.

World Bank (1985) *Annual Report 1985*, Washington D. C.